

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 略</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（<u>第一百五十一条</u> <u>第一百五十二条</u>）</p> <p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（<u>第一百六十一条</u> <u>第一百六十二条</u>）</p> <p>第十章～第十六章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第九十八条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>第一百十二条第一号</u>、<u>第一百五十一条の二</u>及び<u>第一百六十一条の二</u>において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>同号</u>、<u>第一百五十一条の</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 略</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（<u>第一百五十一条</u>・<u>第一百五十二条</u>）</p> <p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（<u>第一百六十一条</u>・<u>第一百六十二条</u>）</p> <p>第十章～第十六章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第九十八条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>第一百十二条第一号</u> <u>第一百五十一条の二</u>において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>同号</u></p>

二及び第六十一条の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。同号、第六十一条の二及び第六十一条の二において同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。同号、第六十一条の二及び第六十一条の二において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。第六十一条の二第一号及び第六十一条の二第一号において同じ。))の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第五

において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。同号

において同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。同号

において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう

。))の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通

十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基

所支援基準条例

第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十一号。次号及び第四号並びに第百十二条第一号において「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号及び第百十二条第二号において同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例

準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。

を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。第一百五十一条の二第三号及び第六十一条の二第三号において同じ。）は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる

第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。第一百二十二条第二号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。第一百五十一条の二第三号及び第六十一条の二第三号において同じ。）は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例

通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百十二条 基準該当短期入所事業者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスと

第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百十二条 基準該当短期入所事業者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例

第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスと

みなされる通いサービス

を利用するために当

該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内とすること。

みなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定に

より自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当

該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員

の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内とすること。

三・四 略

第四節 運営に関する基準

第四百四十七条 略

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第四百五十一条 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第四百五十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定に

三・四 略

第四節 運営に関する基準

第四百四十七条 略

第四節 運営に関する基準

第四百五十一条 略

こと。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六百六十一条 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第六百六十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)

第六百六十一条 略

